

北海道における  
エリアインバランスの誤算定について  
(概要)

平成 29 年 2 月 9 日  
北海道電力株式会社

○エリアインバランスの誤算定が判明した経緯	…	2
○エリアインバランスの誤算定の内容	…	3
○エリアインバランスの誤算定量	…	4
○当社のエリアインバランス誤算定による全国への影響イメージ	…	5
○本件に対する対応策	…	6～7

○他一般送配電事業者においてエリアインバランスの誤算定が判明したことに伴い、当社のエリアインバランス算定の確認を行った結果、北海道のエリア需要実績について、**本来考慮すべき連系線を介した電力取引（以下、域外分）が考慮されていない事象が判明いたしました。**

時期	実施内容（経緯）
2016年 4月 1日	小売全面自由化（託送システム運用開始）
2016年12月22日	インバランス誤算定に関する調査開始
2017年 1月10日	インバランス誤算定判明（域外分の考慮漏れ）
2017年 1月12日	経済産業省へ誤算定について報告。同日付で報告徴収受領。
2017年 1月18日	報告徴収のうち、誤算定原因、再発防止策などについて提出。
2017年 1月23日	報告徴収のうち、誤算定に伴う電力量等のデータについて提出。

# エリアインバランスの誤算定の内容

## 【本来の算定式】

エリアインバランス

= 発電インバランス + 需要インバランス

= ( 発電実績 - 発電計画 ) + ( 需要計画 - 需要実績 )

= ( 発電実績 - 発電計画 ) + ( 需要計画 - ( 発電実績等 ± 域外分 ) )

## 【当社の算定式】

エリアインバランス

= 発電インバランス + 需要インバランス

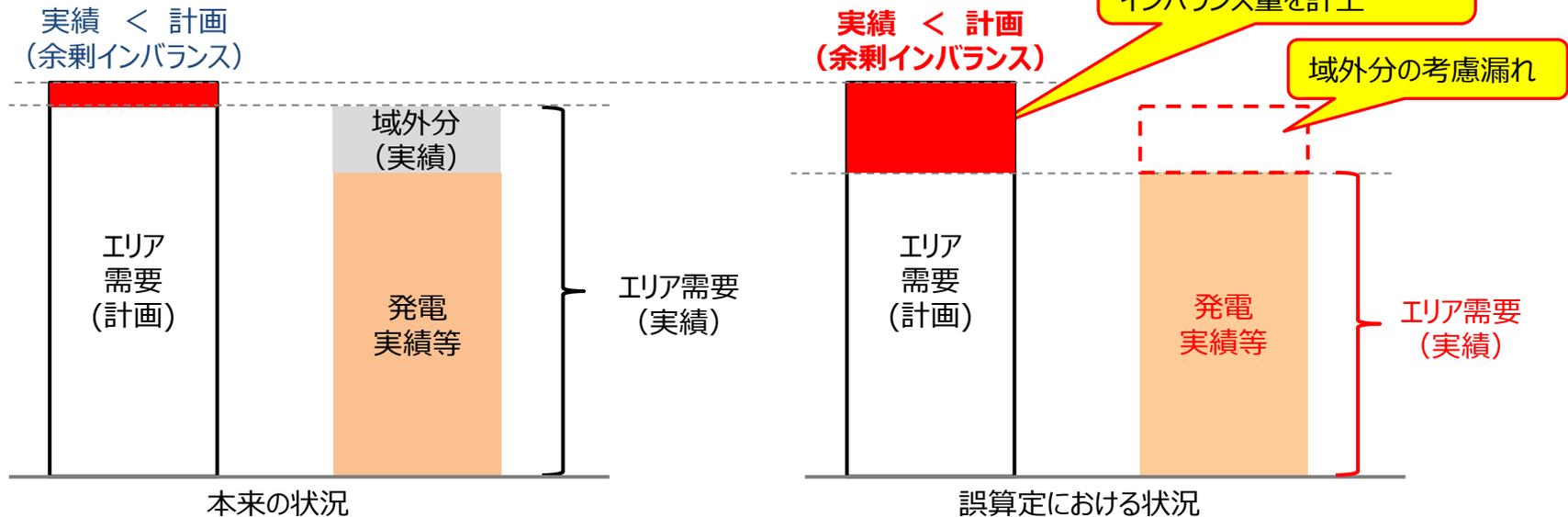
= ( 発電実績 - 発電計画 ) + ( 需要計画 - 需要実績 )

= ( 発電実績 - 発電計画 ) + ( 需要計画 - ( 発電実績等                    ) )

考慮漏れ

(参考) 自社小売部門の需要実績は「エリア需要 (エリア内の全発電実績 ± 域外分) - 新電力の需要実績」にて算定。

## 北海道におけるエリアインバランスの誤算定例

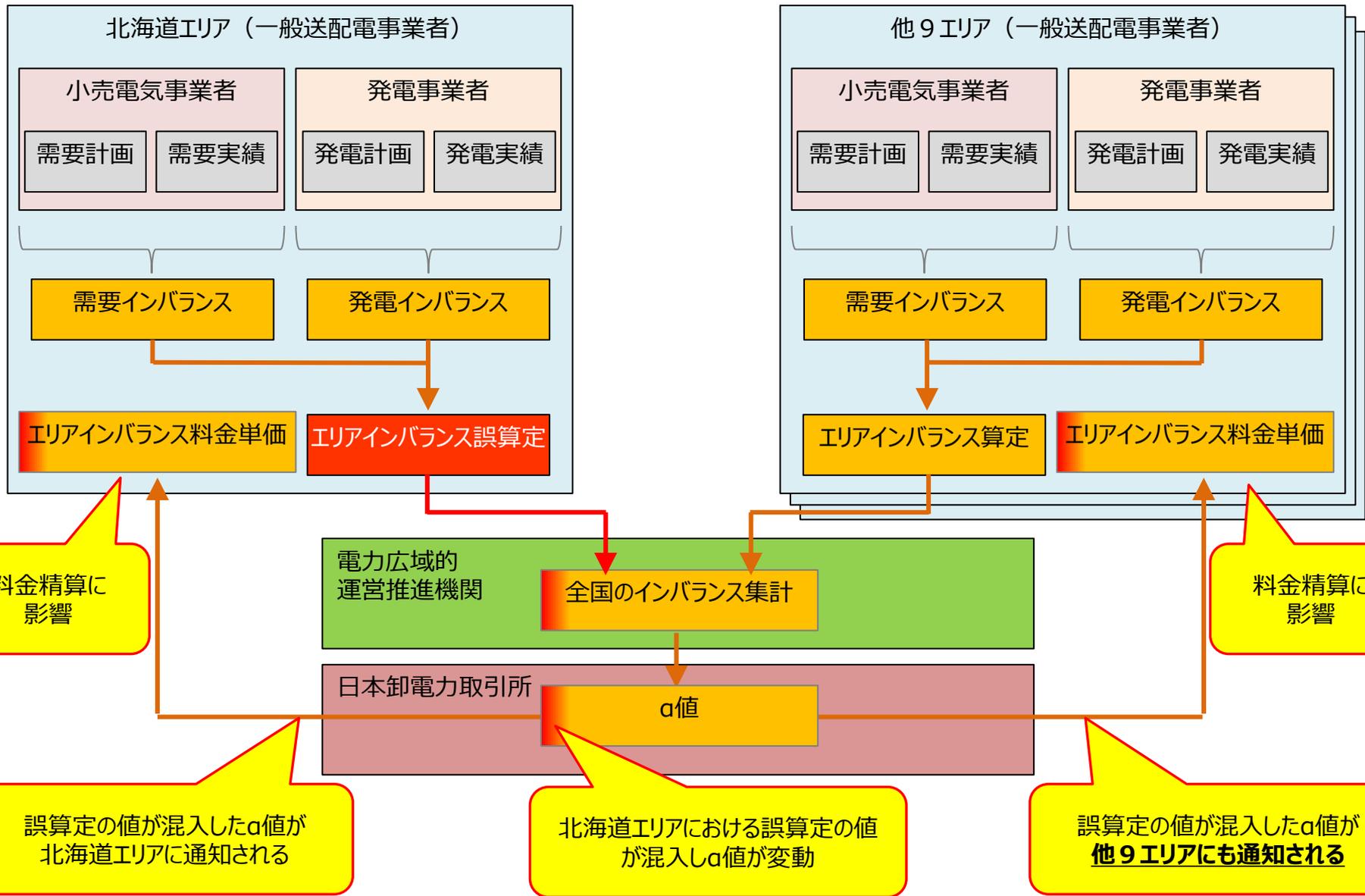


# エリアインバランスの誤算定量

(単位:GWh)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
相殺 (A+B)	当初	27	▲15	32	2	▲14	▲42	54	117	161
	修正後	▲8	▲42	▲28	▲34	▲52	▲76	10	33	▲197
	誤算定	35	28	60	36	38	34	44	84	358
余剰 (A)	当初	67	51	55	47	54	23	78	125	499
	修正後	36	26	7	12	11	1	43	49	185
	誤算定	31	25	48	35	43	22	34	76	314
不足 (B)	当初	▲40	▲66	▲23	▲44	▲68	▲65	▲24	▲8	▲338
	修正後	▲44	▲68	▲35	▲46	▲62	▲77	▲33	▲16	▲383
	誤算定	4	2	12	1	▲5	12	9	8	44

合計値は四捨五入の関係で合わないことがある



# 本件に対する対応策(1)

○本件に対する対応策として、以下の項目について実施いたします。

【改善策】 システム改修による対策

【再発防止策】 システム構築におけるチェック体制の強化

## 【改善策】 システム改修による対策

### 《システム改修対応》

- エリアインバランス算定プログラム（託送業務システム）の作成に際して、仕様の根拠となる書類等の確認が不十分であり、本来考慮すべき「域外分」の加減がシステムに反映されておりました。
- このため、託送業務システムの改修を実施し、エリアインバランス算定の定義を正しいものに見直しいたします。

※託送業務システム改修は平成29年3月末完了を目指し対応する。

### 《当面の対策》

- 託送業務システムの改修までの間は、暫定的に、手処理によりエリアインバランス算定を実施いたします。

## 【再発防止策】 システム構築におけるチェック体制の強化

### 《問題点》

- 制度変更に関する情報収集の不足がありました。
- 仕様の確認が不十分でありました。

### 《再発防止策》

- ①他の一般送配電事業者と連携した自社仕様の確認  
他の一般送配電事業者との意見交換等により、情報収集・連携を図り、自社のシステム仕様に不備がないか確認します。
- ②システム仕様検討箇所による確実な仕様確認  
システム仕様検討箇所は、仕様策定に用いた資料による自社仕様の確認を徹底いたします。
- ③再発防止対策の水平展開  
託送供給に係わる同種システムの開発に当たっては、託送供給に係わるシステム開発・運用者に当該事象の周知を行うとともに、再発防止策の水平展開を図ります。